

＜令和５年＞

東京都内水面漁場管理委員会指示 第４号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項及び第１７１条第４項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和５年７月３１日

東京都内水面漁場管理委員会      会長 安 永 勝 昭

（漁業権の行使の制限）

- 1 内共第１３号及び内共第１４号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではない。

（資源管理への協力）

- 2 遊漁者は、内共第１３号及び内共第１４号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない

（指示の有効期間）

- 3 この指示の有効期間は、令和５年９月１日から令和６年８月３１日までとする。